

○熊本県警察の損害賠償等の取扱いに関する訓令

平成29年3月16日

本部訓令第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、熊本県警察に関する損害賠償責任事案及び物品等亡失・損傷事案(以下「損害賠償事案等」という。)の取扱いに関し必要な事項を定め、その適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 損害賠償責任事案

熊本県警察職員(以下「職員」という。)の職務執行又は熊本県警察が管理する営造物の設置若しくは管理に関して他人に損害を与えた場合において、国家賠償法(昭和29年法律第125号)その他の法令により、熊本県が被害者に対して損害賠償の責任を有する事案をいう。

(2) 物品等亡失・損傷事案

職員がその保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷した事案で、その損害について熊本県に対して責任を有するものをいう。

(3) 事故責任者

職務執行に係る損害賠償責任事案又は物品等亡失・損傷事案の当事者となった職員をいう。

(発生報告)

第3条 所属長は、所属の職員又はその設置若しくは管理に係る損害賠償事案等が発生したときは、直ちに、必要な調査を行い、当該事案の概要を損害賠償事案等発生報告書により首席監察官に報告するものとする。この場合において、当該報告書には、図面、写真その他の参考資料を添付するものとする。

2 首席監察官は、前項の報告を受けた場合において、事故責任者に故意又は重大な過失がある事案、訴訟に発展するおそれのある事案その他重要な事案に係るものについては、速やかに、警務部長を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

3 本部長は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、事案の処理に必要な事項を当該所属長に指示するものとする。

4 第1項前段の損害賠償事案等発生報告書の様式は、警務部長が定める。

(事案の審査)

第4条 首席監察官は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告に係る事案の内容に応じ、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 損害賠償責任の有無に関する事項
- (2) 損害賠償責任の程度に関する事項
- (3) 損害賠償の額に関する事項
- (4) 求償権の有無に関する事項
- (5) 求償の額に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

2 首席監察官は、前項の審査に関し必要があると認めるときは、所属長（前条第1項の規定による報告をした所属長をいう。以下同じ。）、事故責任者、関係者、学識経験のある者等から当該事案に係る報告若しくは意見を求め、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

3 首席監察官は、第1項第4号及び第5号に掲げる事項について審査を行うに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 熊本県は、事故責任者に故意又は重大な過失がある場合は求償権を行使すること。
- (2) 求償の額は、故意によるものにあつては損害賠償の額の全額、重大な過失によるものにあつてはその責任の程度に相応する額（情状によりその一部を減じた額）とすること。

（審査結果の報告）

第5条 首席監察官は、前条第1項の審査を終えたときは、その結果を本部長に報告するものとする。

（損害賠償責任事案に関する指示等）

第6条 本部長は、損害賠償責任事案についての前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に基づき、当該事案の処理に必要な事項を所属長に指示するものとする。この場合において、所属長は、当該指示に基づき、当該事案の相手方との協議を行うものとする。

（物品等亡失・損傷事案に関する決定等）

第7条 本部長は、物品等亡失・損傷事案についての第5条の規定による報告を受けたときは、当該報告に基づき、当該事案の処理に関し必要な事項を決定し、その結果を所属長に通知するものとする。この場合において、事故責任者に損害賠償を請求する決定をしたときは、損害賠償の額を損害賠償請求決定通知書により所属長を通じて事故責任者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた事故責任者は、当該通知に従い、損害賠償金を納付しなければならない。

3 第1項後段の損害賠償請求決定通知書の様式は、警務部長が定める。

（結果報告等）

第8条 所属長は、第6条後段の規定により損害賠償責任事案の相手方との協議をしたときは、その経過及び結果を損害賠償事案等経過・結果報告書により首席監察官を経由して本部長に報告するものとする。この場合において、当該報告書には、図面、写真その

他の参考資料を添付するものとする。

2 本部長は、前項の報告のうち、損害賠償責任事案の相手方との和解が調わないと認めるときは、首席監察官の意見を聞いた上で処理方法を決定し、これを所属長に指示するものとする。

3 第1項前段の損害賠償事案等経過・結果報告書の様式は、警務部長が定める。
(損害賠償額等の決定等)

第9条 本部長は、損害賠償責任事案について和解が成立する見込みがあるとき又は求償の必要があると認めたときは、その損害賠償又は求償の額について知事の決裁を受けるものとする。

2 本部長は、前項の決裁を受けたときは、損害賠償の額にあつては損害賠償額決定通知書により所属長に、求償の額にあつては求償額決定通知書により所属長を通じて事故責任者に通知するものとする。

3 事故責任者は、第2項の通知を受けたときは、当該通知に従い、求償金を納付しなければならない。

4 第2項の損害賠償額決定通知書及び求償額決定通知書の様式は、警務部長が定める。
(和解等)

第10条 所属長は、損害賠償の額について前条第2項の通知を受けたときは、当該賠償の額をもって損害賠償責任事案の相手方との和解を行うものとする。

2 和解書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 相手方の損害賠償請求権の有無を確認すること。

(2) 和解の相手方が代理人（法定代理人を除く。）である場合は、損害賠償請求権者の委任状が添付されていることを確認すること。

(3) 代理人が親権者、後見人等の法定代理人である場合は、戸籍謄本又は後見人選任関係書類等により代理権の有無を確認すること。

(4) 同一の損害賠償責任事案について複数の損害賠償請求権者がある場合は、その代表者と和解を行うものとする。この場合においては、他の損害賠償請求権者の委任状が添付されていることを確認すること。

(5) 和解書には、当事者氏名、事案の状況、協議の結果及び条件並びに将来にわたり双方異議を申し立てないことを明らかにして署名押印すること。

(損害賠償責任事案に係る決定通知等)

第11条 本部長は、損害賠償金の支給に当たっては、損害賠償の額その他必要な事項を損害賠償金支給決定通知書により所属長に通知するものとする。

2 前項の損害賠償金支給決定通知書の様式は、警務部長が定める。
(物品等亡失・損傷事案の処理)

第12条 物品等亡失・損傷事案の処理については、この訓令に定めるもののほか、知事の定めるところにより行うものとする。

附 則

この訓令は、平成29年3月16日から施行する。